



北木石の丁場：笠岡市北木島

第**137**期
定時株主総会
招集ご通知

日時：2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所：岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店

【お願い】

- ・株主の皆様の感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご出席を見合わせ、郵送での議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・接触感染リスクを減らすため、本年は株主総会ご出席株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。



株式会社 トマト銀行

証券コード 8542

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けておられる皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

地域経済は、昨年の消費税率引き上げの影響を受けながらも持ち直しの動きがみられましたが、年度末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済環境は一変し、大変厳しい状況となりました。

このような環境のもと、当社は、中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」に基づき、お客さまに徹底的に寄り添うビジネスモデル「本業支援・最適提案」活動の深化に努めてまいりました。その結果、安定的な発展の基盤となる事業者のご融資先数は、この活動を始めた5年前と比較して28%増加、中小企業向け貸出残高は23%増加するなど、着実に成果を上げることができました。



新型コロナウイルス感染症拡大により、お客さまも大きな影響を受けておられます。当社は、このような大変な時こそお客さまに徹底的に寄り添い、「土砂降りの雨の時にも傘を差し出す」姿勢を貫き、しっかりと応援させていただく所存です。これからも地域金融機関としての使命を果たしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月
たかぎしょうご
取締役社長 高木晶悟

証券コード 8542
2020年6月5日

株主各位

岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社トマト銀行
取締役社長 高木 晶 悟

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店
3. 目的事項
 - 報告事項
 - 1 第137期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2 第137期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う精算支給の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」並びに「株主資本等変動計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

第137期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務は、当社本店ほか支店60店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券業務、有価証券投資業務、その他付随業務を行い、高度化・多様化するお客さまニーズに即応する金融サービスの提供に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、子会社のトマトビジネス株式会社は、銀行事務に係る関連業務を行っております。

<クレジットカード業務>

子会社のトマトカード株式会社は、クレジットカードの取扱いに関する業務を行っております。

<リース業務>

子会社のトマトリース株式会社は、産業機械等のリース業務を行っております。

〔金融経済環境〕

わが国経済は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられたものの、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が底堅く推移したため、緩やかな成長が続きました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による影響を受けて、経済環境の先行きは不透明感が強まっております。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、消費税引上げの影響はあったものの、個人消費が底堅く推移し、更には設備投資も高水準で維持しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人消費が弱く、生産面も低下するなど県内景気の不透明感も強まっております。

金融面におきましては、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する、また、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じてしております。

【企業集団の業績】

当社は2018年度から3ヵ年を計画期間とする中期経営計画「第2次みらい創生プラン」をスタートさせております。重点目標として①ビジネスモデルの深化を通じた地域経済活性化への貢献および収益力の強化、②持続的・安定的な成長を支える確固たる経営基盤の確立、③全社員が活躍できる働き方改革の促進の3つを掲げ、お客さまに徹底的に寄り添い、当社のビジネスモデルである「本業支援」「最適提案」を更に深化することで、お客さま・地域・当社の持続的な成長・発展の実現を目指してまいります。

このような計画のもと、当社グループを挙げて、円滑な資金供給とコンサルティング機能の発揮等に努めました結果、当社グループの連結経営成績は、以下のとおりとなりました。

当社グループの2020年3月末の預金残高は、インターネット専用支店「ももたろう支店」の預金金利引き下げによる定期預金の減少を主因に、当期中に49億円減少して1兆1,340億円となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、当期中に283億円減少して1兆2,591億円となりました。貸出金残高は、現下の金利水準等を踏まえた貸出金ポートフォリオの改善等に伴う大企業向け貸出や地方公共団体向け貸出等の縮小により、当期中に334億円減少して9,504億円となりました。有価証券残高は、国債の減少を主因に当期中に321億円減少して1,546億円となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、前年度に連結子会社化したトマトリース株式会社の営業収益等の計上による増加により、前期比4,322百万円増収の22,692百万円、連結経常費用は、前期比4,230百万円増加の20,699百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前期比92百万円増益の1,993百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比382百万円減益の1,371百万円となりました。

なお、当期末の連結自己資本比率（バーゼルⅢ 国内基準）は8.07%であります。

事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が17,430百万円、経常利益が1,761百万円、リース業では経常収益が5,374百万円、経常利益226百万円、その他（クレジットカード業）では経常収益が309百万円、経常利益が21百万円となりました。

〔企業集団の対処すべき課題〕

地域金融機関を取り巻く環境は、超緩和的な金融政策の長期化による収益の下押し圧力やデジタル技術の進展による異業種の参入など、厳しい経営環境が見込まれるほか、足元では新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済の落ち込みも深刻化しており、大変厳しい状況となっております。当社は、このような大変な時こそ、お客さまに徹底的に寄り添い、しっかりと応援させていただくことで、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

2018年4月よりスタートした中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」は2020年度が最終年度となります。当中期経営計画は、経営ビジョン「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」のセカンドステージと位置づけ、当社のビジネスモデル「本業支援・最適提案」活動の深化、それを支える確固たる経営基盤の構築、社員の育成強化に努めてまいりました。今後も地域の発展に貢献するため、創業の原点である相互扶助の精神に立ち、役職員一丸となって一番に相談され、一番信頼される銀行を目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	195	190	183	226
経常利益	28	23	19	19
親会社株主に帰属する当期純利益	19	15	17	13
包括利益	17	20	9	△7
純資産額	487	500	504	489
総資産	13,334	13,120	12,701	12,111

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	11,026	11,236	11,395	11,342
定期性預金	5,915	5,784	5,569	5,171
その他	5,110	5,451	5,825	6,170
貸出金	9,591	9,790	9,878	9,547
個人向け	3,267	3,468	3,587	3,609
中小企業向け	3,595	3,577	3,711	3,630
その他	2,728	2,744	2,579	2,307
商品有価証券	2	1	1	2
有価証券	2,797	2,275	1,869	1,548
国債	1,472	1,111	724	388
その他	1,325	1,163	1,145	1,159
総資産	13,324	13,111	12,598	12,000
内国為替取扱高	35,820	36,462	35,719	36,264
外国為替取扱高	百万ドル 231	百万ドル 336	百万ドル 514	百万ドル 322
経常利益	百万円 2,828	百万円 2,287	百万円 1,831	百万円 1,745
当期純利益	百万円 1,881	百万円 1,541	百万円 1,282	百万円 1,219
1株当たり当期純利益	円 銭 159 40	円 銭 118 86	円 銭 96 34	円 銭 90 86

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。
3. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業	クレジットカド業	リース業	銀 行 業	クレジットカド業	リース業
使用人数	811人	5人	11人	827人	5人	11人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

営業所数の推移

株式会社 トマト銀行：

	当 年 度 末	前 年 度 末
岡 山 県	54 店 (うち出張所 —)	54 店 (うち出張所 —)
広 島 県	1 (—)	1 (—)
兵 庫 県	4 (—)	4 (—)
大 阪 府	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
計	61 (—)	61 (—)

(注) 上記の他、当年度末において店舗外現金自動設備を57か所（前年度末58か所）設置しております。

トマトビジネス株式会社：本社（岡山県）

② クレジットカード業

トマトカード株式会社：本社（岡山県）

③ リース業

トマトリース株式会社：本社（岡山県）

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	706
クレジットカード業	0
リ ー ス 業	—
合 計	707

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
(子会社) トマトビジネス株式会社	岡山市北区番町2丁目3番4号	当社の委託による営業店の後方事務	1998年7月1日	10百万円	100.00%	—
トマトカード株式会社	岡山市北区中山下1丁目9番1号	クレジットカード業務	1995年10月23日	30百万円	100.00%	—
トマトリース株式会社	岡山市北区中山下1丁目9番1号	リース業務	1980年10月17日	20百万円	100.00%	—

企業結合の成果

上記3社が連結対象子会社であります。

当期の連結経常収益は22,692百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,371百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、各コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
6. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において、中国地区の第二地銀協地銀の取り扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
高 木 晶 悟	取締役社長（代表取締役） 監査部担当	中国総合信用株式会社 取締役	
中 山 雅 司	常務取締役 営業本部長 秘書室担当		
福 井 康 人	常務取締役 企業サポート部長 審査部、人事部担当		
坂 手 計 之	常務取締役 マーケット本部長 総務部担当		
富 田 洋 之	常務取締役 事務システム部、 リスク統括部、経営企画部担当		
横 井 手 慎 也	取締役 監査部長		
延 永 邦 彦	取締役 本店営業部長		
井 上 正 樹	取締役 経営企画部長		
中 浩 二	取締役 コンサルティング営業部長		
小 川 洋	取締役（社外）	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士	
上 岡 美 保 子	取締役（社外）		
古 武 卓 弥	常勤監査役		
吉 岡 一 巳	監査役（社外）	吉岡一巳税理士事務所 税理士	
三 宅 昇	監査役（社外）	公益財団法人岡山県産業振 興財団 理事長	
奥 田 哲 也	監査役（社外）	奥田法律事務所 弁護士	

- (注) 1. 取締役小川洋及び上岡美保子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役吉岡一巳、三宅昇及び奥田哲也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役小川洋及び上岡美保子並びに監査役吉岡一巳、三宅昇及び奥田哲也の5氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役吉岡一巳氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 細田隆及び横林光司の両氏は、2019年6月27日をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。
 6. 尾崎和正氏は、2019年6月27日をもって辞任により、監査役を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13名	191百万円
監査役	5名	24百万円
計	18名	216百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 支給人数には、2019年6月27日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
 3. 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額29百万円（取締役9名に対し29百万円）が含まれております。
 なお、2015年6月に社外役員、2018年6月に監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2018年7月以降、当該監査役及び社外役員に対する役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
 4. 上記の他、2019年6月27日開催の第136期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し67百万円、2018年6月27日開催の第135期定時株主総会の決議に基づき、退任監査役1名に対し8百万円支給しております。
 5. 1991年6月27日開催の第108期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額15百万円であります。
 6. 1989年6月29日開催の第106期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小川 洋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上岡 美保子	
吉岡 一巳	
三宅 昇	
奥田 哲也	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小川 洋	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士
上岡 美保子	—
吉岡 一巳	吉岡一巳税理士事務所 税理士
三宅 昇	公益財団法人岡山県産業振興財団 理事長
奥田 哲也	奥田法律事務所 弁護士

(注) 当社と上記の法人等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
小川 洋	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的見地並びに経営に対する幅広い見識からの発言を行っております。
上岡 美保子	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席しております。	主に海外業務の経験と幅広い見識からの発言を行っております。
吉岡 一巳	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会15回中15回に出席しております。	主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
三宅 昇	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会18回中17回、監査役会15回中14回に出席しております。	主に企業経営についての十分な知識と経験からの発言を行っております。
奥田 哲也	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会15回中15回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16百万円	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	35,000千株
		第1回A種優先株式	7,000千株
		第2回A種優先株式	7,000千株
発行済株式の総数	普通株式	11,679千株	
	第1回A種優先株式	7,000千株	

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 普通株式の株式数には、自己株式(187,980株)を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,767名
	第1回A種優先株式	18名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□4)	717 ^{千株}	6.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□)	489	4.26
トマト銀行職員持株会	439	3.82
株式会社みずほ銀行	360	3.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託□)	353	3.07
株式会社もみじ銀行	340	2.96
株式会社中国銀行	339	2.95
朝日生命保険相互会社	266	2.31
三井住友信託銀行株式会社	200	1.74
岡山県	198	1.72

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 普通株式の持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

② 第1回A種優先株式

株主の氏名又は名称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 も み じ 銀 行	1,000 ^{千株}	14.28 [%]
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,000	14.28
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	1,000	14.28
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	500	7.14
み ず ほ リ ー ス 株 式 会 社	500	7.14
NECキャピタルソリューション株式会社	500	7.14
株 式 会 社 き ら や か 銀 行	500	7.14
備 前 日 生 信 用 金 庫	500	7.14
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	300	4.28
山 佐 株 式 会 社	300	4.28

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 興銀リース株式会社は、2019年10月1日付で、みずほリース株式会社へ商号を変更しております。
 4. 備前信用金庫は、2020年2月10日付で日生信用金庫と合併し、備前日生信用金庫となっております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 宮田 八郎 指定有限責任社員 刀禰 哲朗	44 百万円	(注) 1

- (注) 1. 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、44百万円であります。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

<会計監査人の解任又は不再任の決定の方針>

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、当社の会計監査業務に重大な支障があり、解任・不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任・不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

第137期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	68,330	預金	1,134,261
現金預け	10,827	当座預金	33,342
現金預け	57,503	普通預金	566,344
買入金	500	貯蓄預金	3,990
買入金	234	通知預金	2,257
商品	195	定期預金	510,310
商品	38	定期積金	6,883
有価証券	154,800	その他の預金	11,131
有価証券	38,863	譲渡性預金	3,046
有価証券	3,534	借入金	433
有価証券	31,104	その他の負債	7,223
有価証券	5,057	未払法人税等	117
有価証券	76,240	未払費用	1,110
貸出	954,711	前受取	472
貸出	5,196	給付金	1
貸出	35,243	金融商品等	145
貸出	801,999	金融商品等	2
貸出	112,272	リース負債	1,187
外取	2,265	資産除去負債	24
外取	2,224	退職給付引当金	759
外取	41	役員退職慰労引当金	228
その他の資産	3,591	睡眠預金	46
その他の資産	72	偶発損失引当金	150
その他の資産	1,020	再評価に係る繰延税金負債	513
その他の資産	96	支払承諾	5,180
その他の資産	854	負債の部合計	1,151,844
有形固定資産	12,634	(純資産の部)	
有形固定資産	3,380	資本	17,810
有形固定資産	7,369	資本	16,140
有形固定資産	1,175	利益	13,836
無形固定資産	603	利益	1,773
無形固定資産	114	その他の利益	12,063
無形固定資産	398	不動産圧縮積立	174
無形固定資産	90	別途積立	3,547
繰延税金負債	1,864	繰越利益剰余金	8,340
繰延税金負債	5,180	自己株式	△490
繰延税金負債	△4,670	株主資本合計	47,296
		その他の有価証券評価差額金	242
		繰延ヘッジ損益	△8
		土地再評価差額金	671
		評価・換算差額等合計	905
		純資産の部合計	48,202
資産の部合計	1,200,046	負債及び純資産の部合計	1,200,046

第137期 (2019年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,440
受取利息	13,638
当利	11,911
配利	1,658
受取利息	△3
受取利息	31
受取利息	40
手数料	3,053
手数料	787
手数料	2,266
手数料	137
売却益	12
売却益	80
売却益	44
売却益	610
売却益	65
売却益	35
売却益	509
経常費用	812
利息	479
利息	3
利息	0
利息	0
利息	0
利息	291
利息	37
手数料	2,680
手数料	154
手数料	2,525
手数料	17
手数料	1
手数料	15
手数料	11,470
手数料	714
手数料	82
手数料	151
手数料	43
手数料	173
手数料	264
経常利益	15,694
特別利益	1,745
特別利益	15
特別損失	29
特別損失	24
特別損失	5
税引前当期純利益	1,731
法人税	235
法人税	276
当期純利益	511
当期純利益	1,219

招集ご通知

事業報告

個別計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	68,353	預 渡 性 預 金	1,134,096
買入金銭債権	500	借 用 金	3,046
商品有価証券	234	そ の 他 負 債	8,403
有 価 証 券	154,624	退職給付に係る負債	9,366
貸 出 金	950,472	役員退職慰労引当金	1,174
外 国 為 替	2,265	睡眠預金払戻損失引当金	243
リース債権及びリース投資資産	11,117	偶発損失引当金	46
そ の 他 資 産	8,021	繰 延 税 金 負 債	150
有 形 固 定 資 産	12,693	再評価に係る繰延税金負債	141
建 物	3,381	支 払 承 諾	513
土 地	7,369	負 債 の 部 合 計	1,162,214
リ ー ス 資 産	479	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,463	資 本 金	17,810
無 形 固 定 資 産	631	資 本 剰 余 金	15,991
ソ フ ト ウ ェ ア	539	利 益 剰 余 金	14,972
その他の無形固定資産	91	自 己 株 式	△490
繰 延 税 金 資 産	2,066	株 主 資 本 合 計	48,284
支 払 承 諾 見 返	5,030	その他有価証券評価差額金	242
貸 倒 引 当 金	△4,882	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8
		土 地 再 評 価 差 額 金	671
		退職給付に係る調整累計額	△274
		その他の包括利益累計額合計	630
		純 資 産 の 部 合 計	48,914
資 産 の 部 合 計	1,211,128	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,211,128

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		22,692
資金運用収益	13,599	
貸出金利息	11,901	
有価証券利息配当金	1,630	
コールローン利息及び買入手形利息	△3	
預け金利息	31	
その他の受入利息	40	
役務取引等収益	3,265	
その他の業務収益	5,206	
その他の経常収益	619	
償却債権取立益	65	
その他の経常収益	554	
経常費用		20,699
資金調達費用	852	
預讓渡性預金利息	479	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	71	
金利スワップ支払利息	291	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	2,723	
その他の業務費用	4,613	
営業の他の経常費用	11,741	
貸倒引当金繰入額	768	
その他の経常費用	124	
その他	643	
経常特別利益		1,993
固定資産処分利益	0	15
その他の特別利益	15	
経常特別損失		29
固定資産処分損失	24	
減損	5	
税金等調整前当期純利益		1,979
法人税、住民税及び事業税	329	
法人税等調整額	278	
法人税等合計		607
当期純利益		1,371
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,371

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 ㊟
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 刀禰 哲朗 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 八 郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社トマト銀行 監査役会

常勤監査役 古 武 卓 弥 ㊟

監 査 役 吉 岡 一 巳 ㊟

監 査 役 三 宅 昇 ㊟

監 査 役 奥 田 哲 也 ㊟

(注) 監査役 吉岡一巳、監査役 三宅昇及び監査役 奥田哲也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、経営体質強化のため内部留保の充実を勘案し、安定した配当の継続を基本といたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

第137期期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円	総額	287,276,250円
------------------	----	--------------

当社優先株式 1株につき金12円50銭	総額	87,500,000円
---------------------	----	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役古武卓弥、三宅昇の2氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
1	氏名 古武卓弥 1959年10月25日生 再任 監査役在任年数 1年（本総会終結時）	1982年4月入社 2000年11月 審査部調査役 2006年11月 審査部次長 2010年10月 審査部副部長兼経営企画部経営 戦略室次長 2011年4月 リスク統括部長兼お客さま相談 室長 2013年6月 人事部長 2015年6月 執行役員監査部長 2019年6月 監査役 現在に至る	株 4,925
《監査役候補者とした理由》 審査部、リスク統括部、人事部、監査部などを経て業務全般を熟知しております。こうした豊富な知見や経験を活かし、2019年から1年間、監査役として監査を実施しております。今後もの確、公正かつ客観的な監査を実施することが期待できることから、監査役候補者いたしました。			

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う精算支給の件

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において取締役の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、現在、在任中の取締役9名に対し、就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で精算支給いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は、各氏が取締役を退任する時とし、その具体的な金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

精算支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
たかぎしやうご 高木晶悟	1999年6月 取締役 2005年6月 常務取締役 2006年6月 専務取締役 2012年4月 取締役副社長 2014年6月 取締役社長 現在に至る
なかやままさし 中山雅司	2010年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 現在に至る
ふくいやすと 福井康人	2010年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 現在に至る
さかてかずゆき 坂手計之	2013年6月 取締役 2019年6月 常務取締役 現在に至る
とみたひろゆき 富田洋之	2015年6月 取締役 2019年6月 常務取締役 現在に至る
よこいでしんや 横井手慎也	2011年6月 取締役 現在に至る
のぶながくにひこ 延永邦彦	2018年6月 取締役 現在に至る
いのうえまさき 井上正樹	2019年6月 取締役 現在に至る
なかこうじ 中浩二	2019年6月 取締役 現在に至る

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」及び「退職慰労金」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、1991年6月27日開催の第108期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額15百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

なお、本制度の対象となる取締役は9名であります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、当社取締役会で定める株式交付規程に定める時期（原則として取締役の退任時とします。）です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日まで
③	②の対象期間3年間に於いて、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金150百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1年あたり67,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない等の理由により当社株式の交付が完了していない取締役がある場合には、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1年あたり67,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、原則として、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

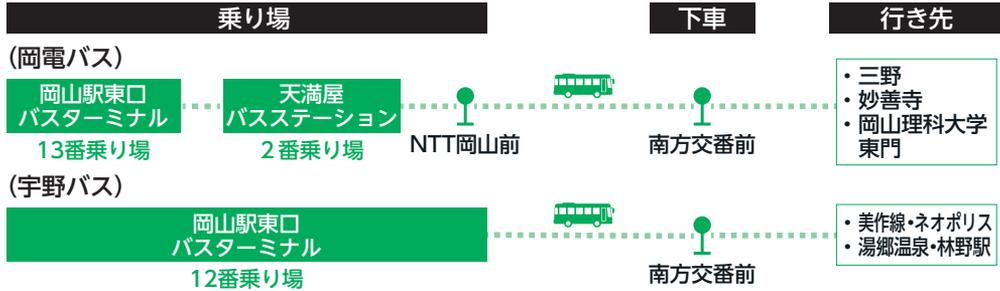
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

株主総会会場のご案内

場所 岡山市北区番町2丁目3番4号 株式会社トマト銀行本店
岡山地方裁判所のある番町交差点を北へ約400m、道路東側岡山駅から約1.5km

最寄りの交通機関



お願い：駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
いたしますようお願い申し上げます。